

# 一般財団法人経済産業調査会役員の退職手当支給規程

沿革 昭和 38 年 4 月 18 日制定  
平成 25 年 6 月 13 日改正

本財団の役員（監事を除く。）が退職した場合には、理事長が理事会の承認を得て、次の基準によって算定した退職手当を支給することができる。監事の退職手当支給については、評議員会の決議による。

## 記

### （基準月額）

第 1 条 退職手当算定の基準月額は、各年度それぞれに支給する報酬月額とする。

### （額の算定）

第 2 条 退職手当の額は、基準月額の 150% に在職年数を乗じた額とし、在職年数のうち 1 年未満 6 か月以上は 1 年とし、6 か月未満は 0.5 年として計算する。

ただし、在職年数は当初就任より起算して 12 年間を上限とし、2 年未満の場合は繰り入れない。

### （加算）

第 3 条 会長、理事長、専務理事及び常務理事の退職手当は、第 2 条により算定された金額の 2 割増とする。

### （改廃）

第 4 条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

### （実施細則）

第 5 条 その他、この規程の実施に必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

## 附則

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。